



## 「さわやか」にヒヤリング!

総務省 九州管区行政評価局  
行政苦情の相談に...



一月二十一日(水)午前  
十時より「さわやか」八幡  
事業所で、総務省九州管区  
行政評価局の田原友幸首席  
行政相談官が、来られて「さ  
わやか」の福祉有償運送の  
現状と、これからの要望や、  
福祉有償運送に関して、行  
政に言いたいことがあれば、  
相談事として、反映してい  
きたいという主旨で、ヒヤ  
リングが行なわれました。  
「さわやか」からは、山  
田理事長、梶原常務理事、  
江頭相談役が、参加しました。  
ヒヤリングは、「さわやか」  
の設立からの歴史的経過や  
現在に至るまでの歩みなど  
を理事長が説明をしました。  
田原首席行政相談官は、  
膨大な資料を用意され、そ  
のなかからの疑問点を質問  
され、理事長が、的確に回  
答をしました。

### 福祉有償運送の 問題点を提起

福祉有償運送での問題点  
では、次のようなものが、「さ  
わやか」から、提起されま  
した。

- 一、任意団体の時は、何  
の規制もなく、ボランティア  
アさんが、今日申し込んで  
くれば、明日からでも、送  
迎が可能でした。道路運送  
法第七九条ができ、多くの  
規制がかけられ、大変不便  
を感じている。
- 二、安全運転講習の研修  
を二日間受け、更に車両と  
ボランティアさんを運営協  
議会を経て、陸運支局に登  
録をしなければ、ボランテ  
ィアが出来ない。
- 三、任意保険の加入額が  
決められている。
- 四、提出書類が多く、事  
務量が煩雑化している。
- 五、運行管理者を事業所  
に配置しなければならぬが、  
その為にバスやタクシーの  
事業者やトラックの運送業  
者と一緒には三日間の講習を  
受けなければならない。
- また、運行管理者人数も  
車両登録台数によって決ま  
っており、「さわやか」で  
は四人の運行管理者が必要  
となる。ここまでしなければ  
いけないのか?
- 六、4ナンバーの軽貨物

自動車はセ  
ダン型では  
ないので、  
登録するこ  
とが出来ない。  
たとえば、  
以前は、お  
米屋さんや、酒屋さんなどが、  
時間が空いたときに送迎を  
してもらっていましたが、  
出来なくなりました。



- 七、ボランティアさんが、  
過去二年間の間に、免許停  
止処分を受けた場合、ボラ  
ンティア活動(福祉有償運  
送による送迎)をする事が  
出来ない。
- 八、宣伝をして欲しい。  
市民の方に福祉有償運送を  
知っていただきたくないので、  
市政だより等に掲載してほ  
しい。

また、新聞、メディア等  
を使って多くの方々に知っ  
て欲しい。  
等々の要望が出されました。

### 福祉有償運送の よりよい運営の ための検討会

北九州市では、現在、運  
営協議会のなかに、検討会  
を立ち上げ、福祉有償運送  
のよりよい運営のための、  
検討がなされていることも、  
理事長が説明しました。  
根本的には、福祉有償運  
送が、道路運送法第七十九

## お知らせ

昨年8月に開催した「第8回北部九州三県合同通院送迎事業研修交流会」の議事録を作成しました。  
ご希望の方は事務局までお知らせ下さい。(無料です)



条に規定されていることに  
無理が生じています。

ボランティアで、運営す  
るのに、バス、タクシー、  
JRと同じ道路運送法に福  
祉有償運送が入り込んでい  
ることが、問題だと思いま  
す。

### 移送サービスは STS法として 考えるべき

基本的には、バリアフ  
リー新法の都市計画の中  
でSTS法として、考え  
ていくのが、真っ当では  
ないかとの意見が出され  
ました。

ヒヤリングは、  
和やかな雰囲気  
のなかで、二時  
間にわたり行わ  
れ、有意義に終



りました。

「さわやか」は、十  
三年間の歴史をもつて  
いますが、このような  
総務省からのヒヤリン  
グは、初め  
での経験  
でした。



## 人事異動

寄友 絹枝 さん

小倉事業所の事務局員  
の寄友絹枝さんが、昨年  
十二月二十五日付を以つ  
て退職されました。

寄友さんには、平成九  
年の小倉事業所の設立以  
来十一年間にわたり、頑  
張っていただきまして、  
お疲れ様でした。



## ボランティアが （い）なくなる日?!

### 今の時代だから考える

### ボランティア

#### 活動の原点

平成二十年十二月十三日、午前十時から午後四時三十分まで、六時間三十分にわたり、「ボランティアを考える研究会」が、ウエルとぼたの多目的ホールで開催されました。

参加者は、遠くは三重県から、総勢五十三名が参加しました。

研修会は基調講演「時代に即したボランティアを考える」という演題で、時代の移り変わりとともに変化してきたボランティアについて、第一線で活躍されているお二人の対談からさぐります。

お話をいただくお二人は、**安藤雄太氏**（東京ボランティア・市民活動センター副署長）**藤本新二氏**（北九州市社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター運営委員）です。

今日の題名の「ボランティアが（い）なくなる日」とは、ボランティアが当た

り前になる日という意味を込めてつくりました。「清く正しく、美しく」楽しく面白くやるのが、ボランティアです。

一九九〇年代に入り、社会的基礎が構築され、介護保険制度、自立支援法が施行され、ボランティア活動が行政のなかに組み込まれて行くようになりました。

### ボランティアとは?

ボランティアとは、ラテン語で、ポローといい、自由意志の意味です。英語ではWillといっています。一七〇〇年後半から一八〇〇年初頭にかけて、イギリスに産業革命が起こります。

そのころ、イギリスのラム街で、COS（慈善組織団体）が生活を支えた。

また、イギリスとフランスの戦いの中で、ボランティアウ（義勇軍）ができる。

これがボランティアの最初になる。ボランティアは義勇兵から転じて自発性、無償性、正義の戦い、開発性、

### 日本の状況を 見てみよう

日本の状況を見ます。六〇〇年代、聖徳太子が、院を作り、弱者救済を行った。日本では、相互扶助活動の助け合いでの生活が随分長かった。

相互扶助は相互に見返りを求める点で、ボランティアの一部であるが、ボランティアとは異なる。

ボランティアは、自発性、報酬を認めない（見返りを求めない）、人の喜びを自分の喜びとする。

一九四五年第二次世界大戦後は、引き上げ援護活動、戦災孤児の支援、子ども会活動、ボーイスカウト、ガールスカウト、婦人会などの支援活動があった。

### ボランティアの役割

● 社会的制度・・・新しいしくみを作っていく。

● 行政サービスのパイオニア  
ボランティアが新しいものを作っていく。  
建設的批判としての提言  
していくことが大事です。

### 日本における ボランティアの歴史

一九六〇年代に、ボランティアの芽が広がりはじめた。ストリート・チルドレンに、勉強をおしえたり、海水浴に行ったり、学生を中心にボランティアが始まる。

一九八一年 国際障害者をへて、ボランティア協会がつくられた。東京ボランティアセンターは、一九八九年に作られる。

### 阪神淡路大震災

#### ボランティア元年

一九九五年一月十七日 阪神淡路大震災、四十万人のボランティアが全国から集まる。マスコミでは、これを、ボランティア元年と呼んだ。若者達が、命令もされず、止むに止まれず入り込んで来た。グレイド・アップした大きな動きのボランティアとなった。

一九九八年 NPO法に つながり、十二月から発足した。一九九〇年代の福祉のあり方が大きく変わった。  
公助・共助・自助↓自助・共助・公助  
施設中心↓在宅中心  
措置制度↓保険制度  
公助 ↓ 民助（企助）

### コーディネーターの役割

- ◆ やってはいけないこと
- 一、完璧を求めない
- 二、レベルの低い発想は駄目
- 三、目標のない活動はない
- ◆ やらなければならないこと
- 一、理想を掲げる
- 二、傾聴Ⅱ心を理解
- 三、積極的な姿勢
- 四、喜びを創り上げる
- 五、情熱

### Ⅱ PASSION

最後に、行政と民間（ボランティア）は、対等か？ 行政との契約は、委託、補助の契約しかない。下請け契約は、対等ではない。「ちがうよね！」と言わねば！

今からの課題は、どう、行政と一緒に作るかである。無から作りあげ、チャレンジしていく、地域を変えていく。ボランティア活動からボランティア運動へ！

以上、当日の話をまとめました。分科会については、割愛しました。大変有意義な催しでした。

